

令和3年度

鬼北町社会福祉協議会事業計画書

社会福祉法人 鬼北町社会福祉協議会

I 基本方針

鬼北町社会福祉協議会の法人運営及び地域福祉事業は、町民各位、関係諸団体、鬼北町行政等のご理解とご協力のもと、地域や関係機関と一層連携を密にして、地域の中の社協として、福祉の向上に努める。

介護保険サービス事業については、これまでの介護事業を実施してきた実績や豊富な経験を活かしてさらなるサービスの資の向上を目指し、利用者ニーズに合ったサービス提供を行うことで、利用者の介護負担の軽減、生活の質の向上に努める。

その介護保険サービス事業においては、3年に1度の介護報酬改定の時期である2021年度の改定率が示されプラス0.70%となった。前回の改定から2期連続のプラス改定ではあるが介護保険事業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、経営安定と慢性的な人材不足の解消には、職員の処遇改善に加えて運営上の更なる工夫が必要であり、事業の安定継続に向け長期的な視野をもって取り組んでいく。

急速に進行する少子高齢化と人口減少は、地域住民の繋がりや支え合いを弱体化させ、引き込みや経済的困窮など生活の改善・支援を必要とする状況は更に深刻度を増している。今回新型コロナウイルス感染拡大がその複雑な現状に追い打ちをかけた。感染症の大流行や大災害など大きなリスクにさらされ、抱える課題が顕在化する今だからこそ地域ぐるみの支え合い・助け合いが必要であり、社協の果たすべき役割は極めて大きい。今後も、行政や各関係機関と情報を共有し地域の福祉課題・生活課題に丁寧に向き合い、地域の活性化と福祉の増進に努めていく。

また、原則として全戸住民を会員とする公共的福祉団体である当協議会は、鬼北町が推進する地域支え合い事業及び地域支援事業においても、その担い手として積極的にその役割を果たしていかなければならない。

このような点を踏まえ、当協議会が町民の皆様に信頼される組織であるために、法人運営の適正化と人材育成等に努め、当協議会の役割や事業活動について広く情報発信し、福祉活動への理解と関心を高めていく。また、社会の変化や暮らしの変化を敏感にキャッチし、地域の福祉ニーズを的確に捉え、思わぬ事態に遭遇しようとも地域に必要なサービスを安定的且つ継続的に提供できるよう、包括的支援体制の構築に努める。

なお、本年度の重点項目は、次のとおりとする。

II 重点項目

1 法人運営の強化対策の推進

当協議会の組織・財政等への影響に対する的確に対応していくとともに、効率的な事務局体制の基盤整備を図る。

今後も当協議会の運営にあたっては、社会的・経済的情勢の変化等を見極めつつ、最小の経費で最大の効果が上がるよう事務事業の選択や改善を図って、適正執行及び健全な財政運営に努める。

2 協働活動の推進

行政、民生委員・児童委員、ボランティア並びにその他の公私の社会福祉に関する活動を行う組織・団体と連携を図り、協働活動を推進するとともに「連帯による福祉サービス」を提供し、住民の福祉向上に努める。

3 介護保険サービス事業及び障害福祉サービス事業の推進

介護保険にかかる「指定居宅サービス事業（訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援）」及び身体障害者・精神障害者等にかかる「障害福祉サービス事業」について、必要とされるサービスの提供に努め、かつ、町内の介護保険サービス事業者との連絡調整を密にして、利用者主体のサービスの推進に努める。

4 指定介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防訪問入浴介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の「第1号訪問事業」・「第1号通所事業」については、それぞれの実情やニーズに合ったサービスを提供し、要支援状態の症状改善や悪化の予防に努め自立した日常生活をサポートする。

また、居宅介護支援事業（ケアマネジャー業務）については、鬼北町からの業務委託により、介護予防計画及び総合事業にかかる介護予防ケアマネジメントを作成し、利用者が自立した生活を続けていけるよう支援する。

Ⅲ 推進計画

項 目	事 業 内 容
経営管理	<p>1 理事会 当協議会の全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うため、次のとおり理事会を開催する。 (1) 理事会 4回(5月・6月・12月・3月)</p> <p>2 評議員会 当協議会の定款変更など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認を行うため、次のとおり評議員会を開催する。 (1) 評議員会 3回(6月・12月・3月)</p> <p>3 監査 当協議会の事業執行状況及び決算について、監事による期末監査を受ける。 (1) 期末監査 1回(5月)</p> <p>4 評議員選任・解任委員会 当協議会に設置しており、評議員が交替される場合などに評議員を選任していただくため開催する。 (1) 評議員選任・解任委員会 1回(6月)</p> <p>5 地域福祉活動計画の実践 「鬼北町社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、住民の多様なニーズに応えるとともに、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図る。 計画の内容は、社会情勢や地域ニーズを的確に把握しながら定期的に見直ししていく。</p> <p>6 財政運営の適正化 法人運営にかかる財源については、自主財源である会費のほか、鬼北町からの補助金が主な財源となるため、行政、町民への理解と協力を得るとともに、財源の安定的な確保と経費節減を図り、独立採算制の企業体として健全財政の保持に努める。 介護保険サービス事業の運営にあつては、非営利福祉団体として常に利用者の立場に主眼を置き福祉向上に努めつつ、運営に必要な収入の確保と経費削減に取り組み赤字解消を目指す。</p>

<p>経営管理</p>	<p>7 職員の確保・育成</p> <p>介護職員の確保が困難となっており、特に看護師やケアマネ等、業務必須の資格者が不足しないよう計画的な人材の確保・育成に努める。また、各種研修会等に積極的に参加させ、職員の資質向上、介護技術等の研鑽に努める。</p>
<p>介護保険事業 介護予防事業 及び介護予防・ 日常生活支援 総合事業</p> <p>(鬼北町障害者 地域生活支援 事業に基づく 訪問入浴サー ビス事業)</p>	<p>当協議会は、これまでの実績・経験を踏まえてサービス水準の維持・充実を目指してサービス提供体制を整備し、要介護又は要支援者に対し、その有する能力に応じて日常生活を介助し、又は自立した日常生活を維持し更には改善できるよう支援するため、次のサービスを提供する。</p> <p>1－(1) 訪問介護事業</p> <p>訪問介護員が利用者の居宅を訪問し、身体介護・家事援助の他、生活全般にわたる援助を行う。</p> <p style="text-align: center;">* 1ヶ月利用者目標 40人 * 1ヶ月利用件数目標 720件</p> <p>1－(2) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業</p> <p>要支援1・2及び事業対象者に該当する利用者で、今後要介護状態となることを予防する目的で支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">* 1ヶ月利用者目標 24人 * 1ヶ月利用件数目標 180件</p> <p>2－(1) 訪問入浴介護事業</p> <p>訪問介護員(3名の内1名は、看護師)が、浴槽付き特殊自動車で利用者の居宅を訪問して、入浴援助並びに健康チェックを行う。</p> <p style="text-align: center;">* 1ヶ月利用者目標 17人 * 1ヶ月利用件数目標 85件</p> <p>2－(2) 介護予防訪問入浴介護事業</p> <p>訪問入浴サービスは、介護度の高い方を対象とした内容のため、予防の段階での利用は極めて少ないが、今年度も要望があれば対応できる体制を維持していく。</p> <p>2－(3) 障害者訪問入浴サービス事業</p> <p>鬼北町障害者地域生活支援事業に基づき事業所指定(平成27年2月2日付)を受け、鬼北町から利用を認められた障害者を対象に、当該障害者の居宅を訪問して入浴介護サービスを実施する。</p> <p style="text-align: center;">* 1ヶ年延べ利用者見込み 96人(1人×8回×12ヶ月)</p>

<p>介護保険事業 介護予防事業 及び介護予防・ 日常生活支援 総合事業</p>	<p>3 - (1) 通所介護事業 デイサービスセンターへ利用者を自動車で送迎し、健康チェック・身体介護並びに生活相談・助言等を行う。 ＊1ヶ月利用者目標 50人 ＊1ヶ月利用件数目標 350件</p> <p>3 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 要支援1・2及び事業対象者に該当する利用者で、今後、要介護状態となることを予防する目的で支援を行う。 ＊1ヶ月利用者目標 38人 ＊1ヶ月利用件数目標 200件</p> <p>4 居宅介護支援事業 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者及びその家族の生活に対する意向に基づき適切な保健医療・福祉サービス及び社会資源サービスが受けられるよう、居宅サービス計画を作成し、利用者と医療機関・サービス事業者との間の連絡調整を継続的に行う。なお、必要に応じて利用計画を変更する。 介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号介護予防支援事業については、鬼北町地域包括支援センターからの受託により行う。 ＊1ヶ月居宅介護支援利用者目標 170人 ＊1ヶ月介護予防支援利用者目標 30人</p>
<p>指定障害福祉 サービス事業</p>	<p>身体障害者に対する居宅介護事業は、平成18年10月1日付にて愛媛県の指定を受け、現在「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の趣旨に従い事業を実施している。 利用者がその能力に応じ、自立した在宅生活ができるように支援することを目的とし、訪問介護員が居宅を訪問し、入浴や排せつ・食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行う。 ＊1ヶ年延べ利用者見込み 60人（5人×12回）</p>

鬼北町受託事業
(地域支え合い
事業・地域支
援事業)

(1) 配食サービス事業

福祉ボランティア協議会会員の協力を得て、食事の調理が困難な高齢者等に対して、週1回又は2回昼食を配達し、併せて安否確認を行う。

* 1ヶ年延べ配食数見込み (利用者6～7名)

週1回：310食

週2回：710食

(2) 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、援助員により日常動作訓練や趣味の活動・教養等、生きがいを醸成する各種サービスを提供する。

【日吉地区】

* 1ヶ年延べ利用者見込み 240人 (4人×60回)

(3) 生活管理指導員派遣事業

軽易な日常生活援助を必要とする高齢者に対して生活管理指導員(ホームヘルパー)を派遣し、日常生活・家事・対人関係の構築・関係機関等との連絡調整について支援を行う。

* 1ヶ年延べ利用者見込み 36人 (1人×36回)

(4) 外出支援サービス事業

外出が困難な高齢者等を対象として、自宅から医療機関等への移送サービスを実施する。

* 1ヶ年延べ利用者見込み 36人 (3人×12回)

(5) 生活支援コーディネーター業務

平成29年9月から鬼北町において鬼北町生活支援体制整備事業が実施され、事業推進のため協議体が設置された。この事業の目的は、高齢者の生活支援及び介護予防サービスの充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進するもので、当協議会職員がその協議体における生活支援コーディネーターとして事業実施に必要な体制整備等を推進する。

(6) 指定管理者制度による町有施設の管理・運営事業

指定管理者として、鬼北町から鬼北町総合福祉センター及び鬼北町日吉中央集会所の管理・運営の委託を受け、両施設の管理・運営業務を行う。

地域福祉事業

(1) 共同募金と還元事業

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動を推進し、福祉思想の高揚を図るとともに還元金の適正配分に努め、低所得者等を援護するほか、高齢者・児童・青少年等の福祉活動の啓発に努める。

(2) 心配ごと相談事業

民生委員・児童委員・主任児童委員・行政相談委員・人権擁護委員等の協力を得て、毎月20日に心配ごと相談所を開設し、住民の悩みごと・心配ごとの相談に応じ、問題の解決が図られるよう側面から援助する。

なお、弁護士による無料法律相談については、心配ごと相談事業の一環として従前のおり年2回実施する。

心配ごと相談

【広見地区】

* 1ヶ年利用者見込み 24人 (2人×12回)

【日吉地区】

* 1ヶ年利用者見込み 12人 (1人×12回)

法律相談

* 1ヶ年利用者見込み 12人 (6人×2回)

(3) 生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく支援制度により愛媛県から委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業及び家計改善支援事業を実施している。経済的困窮者や社会的孤立者等、複合的な課題を抱える方々が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。

(4) まごころ銀行の運営

香典返しを廃しての寄付や、有志のご好意で寄せられた寄付金等については、まごころ銀行に預託して運営委員会に諮り、老人福祉・児童福祉・環境整備・福祉団体の育成・文化事業等に還元するなど有効かつ適正に活用し、住民福祉の向上に寄与する。

<p>地域福祉事業</p>	<p>(5) ふれあい・いきいきサロンの設立推進</p> <p>閉じこもりがちな高齢者等が身近な集会所等において、おしゃべりや体操・ゲーム等、人とのふれあいを通じて孤独感の解消や生きがいづくり等を目的に、平成30年度より地域福祉活動として設立を推進し、現在11団体が活動している。今年度も引き続き地域住民と共に「ふれあい・いきいきサロン」を開設し、サロン活動について支援していく。</p> <p>(6) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>低所得世帯・障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう関係機関と連携し貸付申請業務を行う。</p> <p>(7) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>福祉サービス等の利用手続きや日常的な金銭管理等について、自らの判断に不安を生じる高齢者等に対して、当協議会の専門員及び生活支援員が、必要な支援・管理・相談を行う。</p> <p>(8) 福祉ボランティア組織の育成強化</p> <p>ボランティア組織は、福祉・精神保健・環境美化・児童の健全育成・音楽・芸能・イベント支援等の多くの支援組織がある。</p> <p>これらのボランティアグループとの連絡を密にし、福祉活動の活性化を推進するため、「鬼北町ボランティア連絡協議会」の充実強化に努めるものとする。</p> <p>(9) 各種福祉団体事務局支援</p> <p>愛媛県下では、福祉団体の事務及び会計処理については、大多数の団体において自ら執行されている。今年度も、会計処理については各団体で完全に処理していただくことにする。</p> <p>当該団体等は、当協議会が実施する社会福祉事業及び福祉啓発活動等について賛同・協力していただく立場にあり密接な協力関係にあることから、団体事務については、当該団体等との業務委託契約による社協事務局業務の一部として支援する。</p>
---------------	--

<p>地域福祉事業</p>	<p>(10) 第18回社会福祉大会の開催</p> <p>この大会は、社会福祉の啓発・推進を図るとともに、生きがいをもって安心して生活でき、心豊かで温かい福祉社会を増進する目的で開催する。併せて、ダイヤモンド婚（結婚60年）の顕彰も行う。</p> <p>(11) 社会福祉協議会だよりの発行</p> <p>社会福祉協議会だより「ひまわり」を年4回（4、7、10、1月）発行し、全戸配布する。</p> <p>当協議会の運営・財政状況等の町民への情報公開を行うとともに、行事や各種募金活動等への協力依頼のほか、当協議会が実施している事業内容や各地域・団体等が取り込まれる補助事業などを周知する。</p> <p>(12) 地域実態調査の実施</p> <p>地域福祉推進にかかる基礎資料とするため、独居高齢者等実態調査を実施し、行政・民生児童委員協議会等関係機関との情報の共有化を図る。</p> <p>(13) 民生児童委員協議会との連携</p> <p>地域福祉推進のため民生児童委員協議会との連携の強化に努め、各種相談や調査等について協力するほか、配食サービス事業・共同募金配分事業等の地域の実情に合わせた事業に連携して取り組む。</p> <p>また、当協議会が取り組んでいる生活困窮者等への相談支援についても、地域で潜在化している情報を早く把握できるよう協力を依頼する。</p> <p>(14) その他</p> <p>県及び町行政・愛媛県社会福祉協議会・各種団体との連絡調整を密にし、社会福祉関連の大会・研修会・諸行事に積極的に参加し、会員及び役職員の福祉意識の向上に努める。</p>
---------------	--